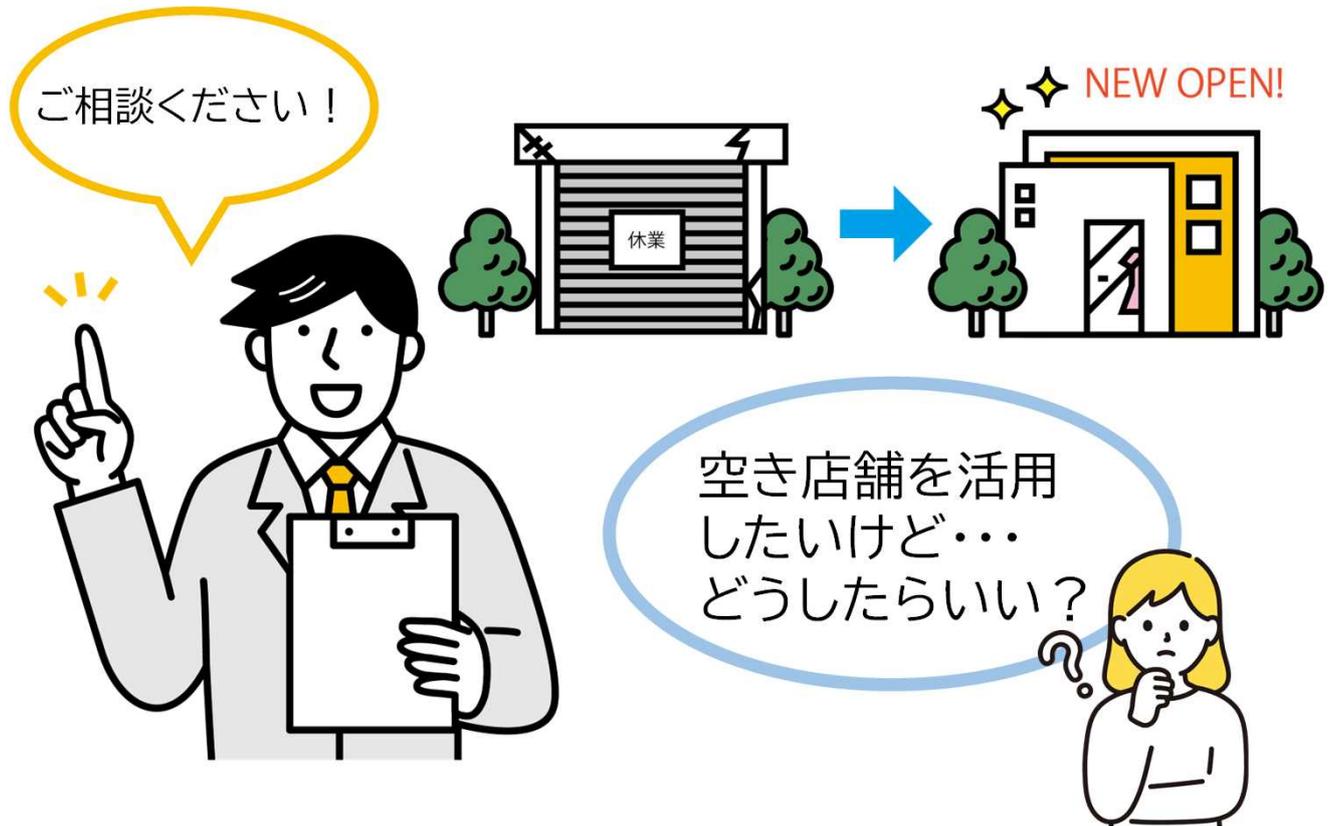


# リノベーションまちづくり 専門家を派遣します！



群馬県では、空き店舗等の遊休不動産の活用や商店街活性化に取り組む県内商店街や商業者の個別具体的な課題解決を支援するため、リノベーションまちづくりの専門家を派遣する「リノベーションまちづくり専門家派遣事業」を実施しています。

お問い合わせ先

群馬県産業経済部地域企業支援課流通・サービス業係  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1(県庁舎12階)  
TEL:027-226-3344  
FAX:027-223-7875  
E-mail:kigyouka@pref.gunma.lg.jp

# リノベーションまちづくり専門家派遣事業とは？

群馬県がリノベーションまちづくりの専門家の派遣し、経費を一部負担します！

空き店舗を活用したい！

まちなかを活性化するには？

費用は？

仲間を集めたい！



## 対象事業者

- ① 県内に所在する遊休不動産の活用等を目的としたリノベーション関連事業を、市町村や商工会議所・商工会と連携して実施する団体又は事業者
- ② 県内商店街の活性化について、市町村や商工会議所・商工会と連携して取り組む団体又は事業者

## 対象経費

- ① 派遣1回当たり※12万円※2を上限とした専門家への謝金  
※1 申請者は派遣3回まで県による謝金の負担を受けることができます。  
※2 2万円を超えた費用は申請者の負担となります。
- ② 「群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和38年4月1日条例第24号)」に基づき算出された旅費 (例:新幹線等の乗車賃、ガソリン代)

## 申請の流れ

- ① 相談:下記問い合わせ先へ事前に御相談ください。  
なお、派遣を希望する専門家がいる場合は、県にお申出ください。
- ② 専門家選定:相談に基づき、派遣する専門家を選定します。
- ③ 派遣申請:派遣申請書を県に提出してください。  
内容を審査し派遣の可否を決定します。
- ④ 派遣依頼:県から専門家へ派遣を要請します。
- ⑤ 専門家派遣:派遣事業を実施します。
- ⑥ 実績報告:終了後、実績報告書を県に提出してください。